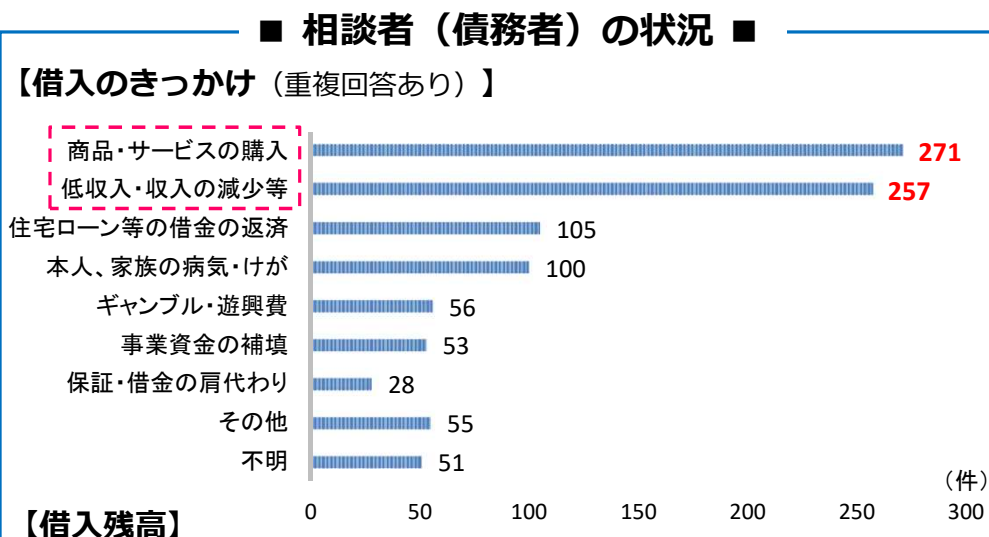
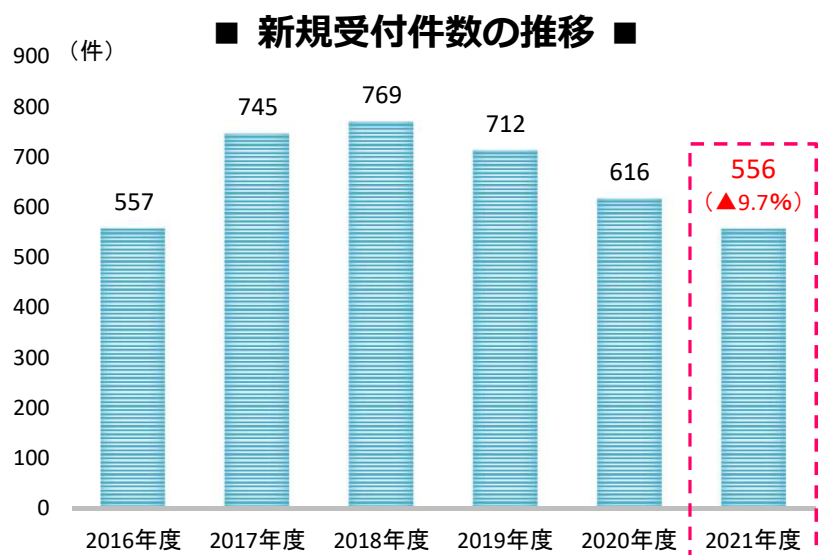


東海財務局における多重債務相談の受付状況（2021年度）

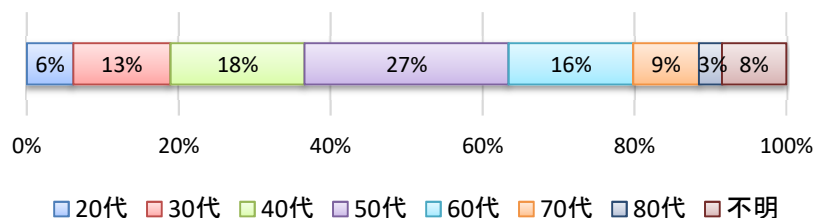


【概要】

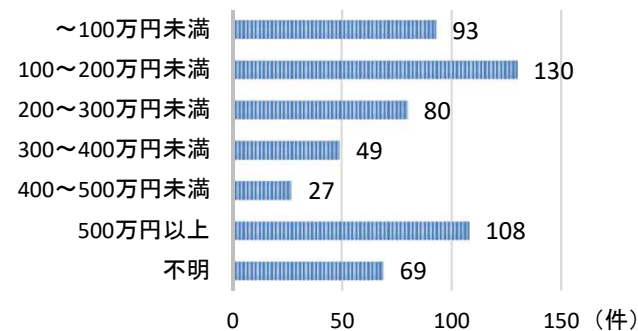
- 2021年度の新規受付件数は、556件（対前年度比▲9.7%）と減少。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減などにより、債務の返済が困難になったとする相談は、80件（対前年度比▲38.5%）となっている。
- 「借入のきっかけ」は、「商品・サービスの購入」が最も多く271件、次いで「低収入・収入の減少等」が257件となっている。
- 「相談対応結果」としては、債務整理を目的として、「弁護士、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等の専門家を紹介」したものが341件と最も多い。



【年齢構成】

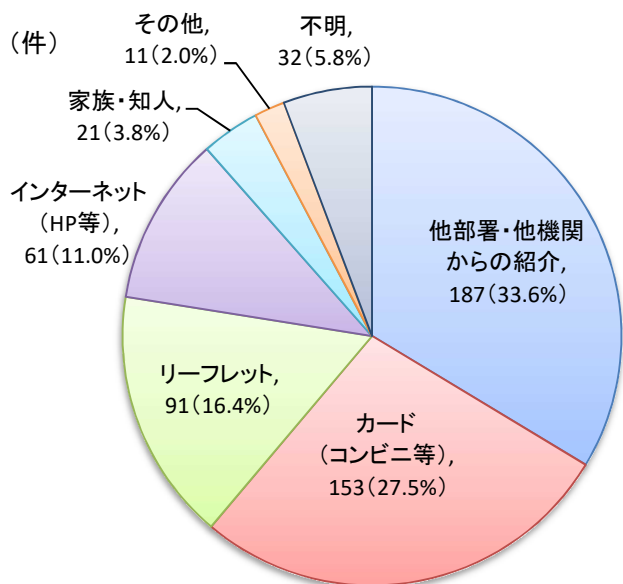


【借入残高】



■ 相談対応等の状況 ■

【相談窓口把握方法（相談のきっかけ）】



【相談対応結果（重複回答あり）】

相談対応結果	件数
弁護士、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等の専門家を紹介	341
多重債務問題の根本的な解決のための専門的な相談機関を紹介	134
うち市区町村の生活保護担当窓口等を紹介	42
うち社会福祉協議会、生活困窮者自立支援相談窓口等を紹介	25
うち精神保健福祉センター、こころの相談窓口等を紹介	11
うちその他相談窓口を紹介	56
相談員による相談のみで解決	193

コンビニエンスストア（ファミリーマート様）のほか、金融機関や市区町村の消費生活センター、社会福祉協議会などにご協力いただき、東海財務局の多重債務相談窓口に係るカードやリーフレットを設置しました。

これらをきっかけにして、多重債務相談窓口にご相談いただくことも多く、多重債務問題の解決に大きく貢献いただいております。



【特徴的な相談事例①】

買い物依存症による借金についての相談事例

オンラインゲームへの課金や買い物などの浪費が原因で借金が膨らんでしまった。家族からも借金をしている。毎月の返済が困難なので、債務整理をしたい。

▼ 当局の対応

債務の状況や収入の状況を踏まえ、可能な範囲で相談者のご意向に沿った債務整理の方法等をご提案するとともに、問題解決に向けて、各種相談機関や弁護士などの専門家をご紹介します。

【ポイント及びアドバイスの内容】

- 浪費による債務であり、自己破産の免責不許可事由に該当する可能性があります。一方、債務者に安定的な収入がある場合には、個人再生による債務整理が可能な場合があります。個人再生をご希望される場合は、弁護士をご紹介します。また、個人再生にあたり、毎月の収支の把握が必要な場合には、家計管理支援を行います。
- 相談者において、大量に嗜好品を購入するなど、「買い物依存症」の傾向が見受けられる場合には精神保健福祉センター（こころの健康の向上と精神障がい者の福祉の増進を図るための専門機関）をご案内します。
- 一般的に、家族が借金の肩代りをしてしまうと、本人が借金の問題に向き合う機会を奪ってしまい、新たな借金の発生につながります。ご家族は、借金の代位返済はせず、債務者本人が返済に向き合えるよう支援してください。
- 更なる借入れの防止のため、「貸付自粛制度」の利用をご検討ください。

（参考）ギャンブル依存症やアルコール依存症を理由とする借金の場合、多重債務問題の根本的な解決を図るため、債務整理よりも依存症治療が優先される場合があります。

【特徴的な相談事例②】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住宅ローンを含む債務の返済が困難となった事例

新型コロナウイルス感染症の影響により残業代や賞与が減少した。住宅ローンやカードローンの借金があり、返済できない。このまま自宅に住み続けたいが、どうしたらよいか。

▼ 当局の対応

専門の相談員が、債務の状況や収入の状況を丁寧にお聞きし、問題点の整理を行うとともに、必要な情報提供や適切なアドバイスを行います。 必要に応じて、弁護士などの専門家をご紹介します。



【ポイント及びアドバイスの内容】

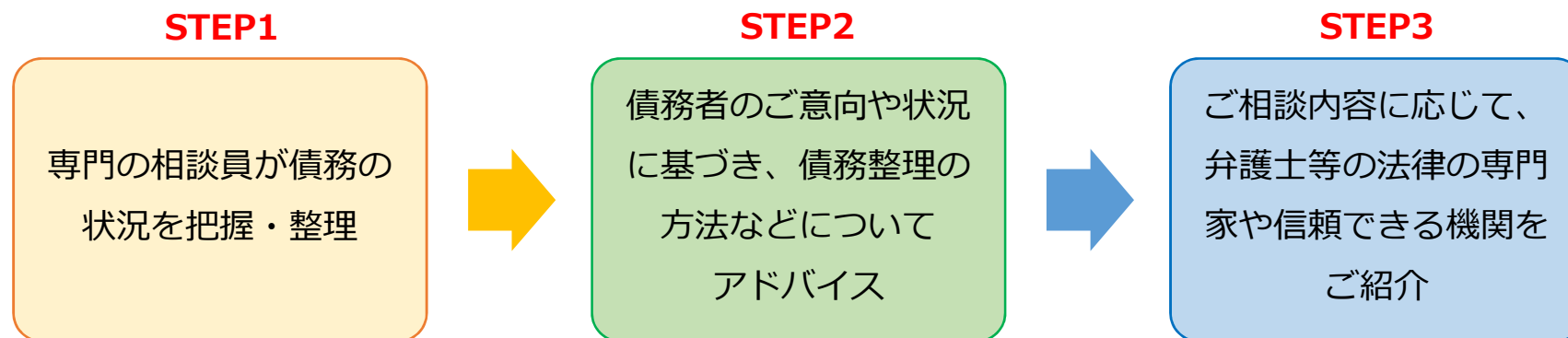
- 金融庁では、金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りや住宅ローンの返済等でお困りの皆様から新規融資や既往債務の返済猶予等のご相談が金融機関に寄せられた場合には、迅速かつ柔軟な支援に取り組むよう要請しているところです。返済条件等について取引金融機関へご相談ください。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則（いわゆる新型コロナ特則）を活用できる場合があります。制度の利用や手続きについて、取引先の金融機関へご相談ください（なお、当該制度の活用にあたっては、一定の要件を満たす必要があります）。
- 債務の返済状況等から債務整理が必要と考えられる場合には、必要に応じて、弁護士などの法律の専門家をご紹介します。
（「個人再生（住宅資金特別条項）」の利用により、住宅ローン以外の債務を圧縮して返済を続けることで、住宅を手放さずに生活再建を図ることも可能です。なお、当該制度の利用にあたっては、一定の要件を満たす必要があります。）

（参考）当局の多重債務相談窓口では、個人のほか、事業者からの債務整理の相談も無料で受け付けています。

■ 東海財務局の多重債務相談窓口について ■

東海財務局では、2008年度から多重債務相談窓口を設置し、借金でお困りの方々からの相談を受け付けています。

■ ご相談の流れ ■



(ご希望により家計管理支援も行います。)

■ 債務整理の方法 ■

- ▶ 任意整理：裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士等）と債権者（金融機関等）の間の交渉により、債務を整理する方法。債権者と合意しない限り、債務は整理されません。
- ▶ 特定調停：裁判所が相談者と債権者の間に入り、債務整理を調整・仲介する方法。法律専門家に依頼することは必須ではありません。債権者と合意しない限り、債務は整理されません。
- ▶ 個人版民事再生：裁判所の関与の下で再生計画を立て、計画に沿って借金を返済する方法。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。利用者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- ▶ 自己破産：裁判所の手続きを通して、借金をゼロにする方法。最低限の生活資財を除き、住宅等の財産は失うこととなります。過去7年以内に自己破産をした等の理由がある場合には、借金をゼロにしてもらえません。

(金融庁・消費者庁『多重債務者相談の手引き』より加筆修正のうえ抜粋■)

東海財務局「多重債務相談窓口」

電話：052-951-1764

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9時から12時及び13時から17時

- 相談は無料、秘密は厳守いたします。
- 個人、事業者を問わず、どなたでもご相談いただけます。
- 専門の相談員が、債務の内容と現状、これまでの経緯などを丁寧にお聞きし、現状を把握した後、ご本人やご家族の希望を踏まえて、債務整理の方法などの情報提供や、必要に応じて、弁護士、司法書士などの法律の専門家をご紹介します。
- ご希望に応じて、債務整理後の生活再建のための家計管理を支援します。

東海財務局では、金融に関する講演も行っています。

金融リテラシー普及のため、職員を無料で派遣いたします。

(多重債務事例や債務整理の方法、家計管理の重要性など、多重債務問題の解消に向けた講演メニューもございます。)

講師派遣のご依頼は、お気軽に下記までご連絡ください。

■ 財務広報相談室

電話：052-951-1778

(東海財務局HPへリンク)

<https://fb.mof.go.jp/tokai/kouhou/kousihaken.htm>

